

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月28日

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 黒 沢 龍 己

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2項に以下のただし書きを加える。

ただし、公用車を使用する場合の車賃は、これを支給しない。

第3項を全文削除する。

別表第2を削除する。

附 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。